

第86回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
（連結計算書類の連結注記表）
- 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）

（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

東京計器株式会社

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結注記表)」及び「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …………… 9社（全ての子会社を連結の範囲に含めております）

主要な会社名：東京計器アビエーション（株）、東京計器パワーシステム（株）、東京計器インフォメーションシステム（株）

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました東京計器カスタマーサービス（株）は清算終了したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 …………… 2社

会社名：TOKIMEC KOREA POWER CONTROL CO., LTD.、TOKIMEC KOREA HYDRAULICS(Wuxi) CO., LTD.

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOKYO KEIKI U. S. A., INC. 及び東涇技器（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 総平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 …… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 …………… 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～65年

機 械 及 び 装 置 4年～12年

工 具 器 具 及 び 備 品 2年～15年

② 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 ……… 連結子会社6社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 工事契約に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用 …………… 連結納税制度を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当連結会計年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「補助金収入」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「営業外収益」の「その他」(前連結会計年度 9 百万円)に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「補助金収入」(当連結会計年度 25 百万円)として表示しております。

4. 追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 85 回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。

これに伴い、当社における役員退職慰労引当金の全額を取り崩し、打切り支給の未払額 166 百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当連結会計年度から適用しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 32,251 百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額(△は戻入額)
売上原価 △15 百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 85,382,196 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------------|-------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会 | 普通株式 | 415 | 5.0 | 平成 28 年 3 月 31 日 | 平成 28 年 6 月 30 日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------------|------------------|
| 平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会 | 普通株式 | 332 | 利益剰余金 | 4.0 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 29 年 6 月 30 日 |

(注) 平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会にて、上記議案を付議いたします。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売上債権等の与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|----------------|--------------------|---------|------|
| (1) 現金及び預金 | 8,175 | 8,175 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 14,361 | 14,361 | — |
| (3) 電子記録債権 | 1,946 | 1,946 | — |
| (4) 未収入金 | 482 | 482 | — |
| (5) 投資有価証券 | 2,659 | 2,659 | — |
| (6) 差入保証金 | 255 | 146 | △109 |
| (7) 支払手形及び買掛金 | (6,133) | (6,133) | — |
| (8) 短期借入金(*2) | (7,814) | (7,814) | — |
| (9) 未払金 | (331) | (331) | — |
| (10) 未払法人税等 | (155) | (155) | — |
| (11) 長期借入金(*2) | (5,370) | (5,370) | 1 |

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたもの(連結貸借対照表計上額3,022百万円)については、本表では長期借入金として表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(6) 差入保証金

本社ビル敷金の時価の算定は、敷金の額から回収が不可能と思われる額を控除した額を、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。その他の敷金については、1件あたりの金額が僅少なため、当該帳簿価額によっております。

(7) 支払手形及び買掛金、(8) 短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額28百万円)及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額679百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 営業取引に伴う差入保証金(連結貸借対照表計上額324百万円)は、契約期間の定めがないことから将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 差入保証金」には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 324円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円54銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成 29 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 86 回定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。また、同取締役会において、同株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする株式併合を実施いたします。

2. 株式併合の内容

- (1) 株式併合する株式の種類 普通株式
- (2) 株式併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

(3) 株式併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 85,382,196 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 68,305,757 株 |
| 株式併合後の発行済株式数 | 17,076,439 株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値となります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合後の発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|------------------------------------|---------------|
| 株式併合前の発行可能株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 250,000,000 株 |
| 株式併合後の発行可能株式数 | 50,000,000 株 |

3. 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

4. 株式併合及び単元株式数の変更の日程

| | |
|----------------------|------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 8 日 |
| 株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 |
| 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 |

5. 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における 1 株当たり情報は以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日) | 当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日) |
|-------------|--|--|
| 1 株当たり純資産額 | 1,570 円 53 銭 | 1,624 円 07 銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 75 円 24 銭 | 42 円 72 銭 |

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式、関係会社出資金 …………… 総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品 ……………

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 原材料及び貯蔵品 ……………

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 …………… (リース資産を除く)

平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8 年～6 5 年

機 械 及 び 装 置 4 年～1 2 年

工 具 器 具 及 び 備 品 2 年～1 5 年

(2) 無形固定資産 ……………

定額法によっております。

(3) リース資産 ……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……………

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ……………

従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 ……………

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10 年)による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10 年)による定率法により、翌事業年度から費用処理しております。

4. 工事契約に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | | |
|-----------------|-------|---|
| (1) 消費税等の会計処理 | …………… | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |
| (2) 連結納税制度の適用 | …………… | 連結納税制度を適用しております。 |
| (3) 退職給付に係る会計処理 | …………… | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 85 回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。

これに伴い、当社における役員退職慰労引当金の全額を取り崩し、打切り支給の未払額 166 百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

| | |
|---------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29,657 百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 関係会社東京計器インフォメーションシステム(株)の | |
| 借入金に対する連帯保証 | 1,646 百万円 |
| 計 | 1,646 百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,723 百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,412 百万円 |
| 長期金銭債権 | 462 百万円 |
| 長期金銭債務 | 4 百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

| | |
|--------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 6,146 百万円 |
| 仕入高 | 1,591 百万円 |
| その他の営業取引高 | 2,902 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,699 百万円 |

2. 子会社清算益は、東京計器カスタマーサービス(株)の清算終了に伴うものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 2,425,191 株 |
|------|-------------|

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 賞与引当金 | 272 | 百万円 |
| 棚卸資産評価損 | 252 | 〃 |
| 未払社会保険料 | 42 | 〃 |
| その他 | 77 | 〃 |
| 小計 | 644 | 〃 |
| 評価性引当額 | △1 | 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 643 | 〃 |
| 繰延税金資産の純額 | 643 | 〃 |

(2) 固定の部

繰延税金資産

| | | |
|------------|------|-----|
| 退職給付引当金 | 109 | 百万円 |
| 資産除去債務 | 312 | 〃 |
| ソフトウェア償却費 | 343 | 〃 |
| 長期未払金 | 51 | 〃 |
| 投資有価証券評価損 | 67 | 〃 |
| その他 | 30 | 〃 |
| 小計 | 913 | 〃 |
| 評価性引当額 | △460 | 〃 |
| 繰延税金負債との相殺 | △376 | 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 77 | 〃 |

繰延税金負債

| | | |
|--------------|------|-----|
| その他有価証券評価差額金 | △376 | 百万円 |
| 小計 | △376 | 〃 |
| 繰延税金資産との相殺 | 376 | 〃 |
| 繰延税金負債合計 | — | 〃 |
| 繰延税金資産の純額 | 77 | 〃 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生しております。これによる繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響はありません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年内 479百万円

1年超 3,830百万円

計 4,309百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--|-----------|--------------------------|--------------------|---------|----------------|-------------|
| 子会社 | 東京計器アビエーション(株) | 直接100% | 当社製品の販売、当社設備の賃貸 | 当社製品販売(注1) | 4,259 | 受取手形 売掛金 | 46 1,035 |
| 子会社 | 東京計器パワーシステム(株) | 直接100% | 当社設備の賃貸 | 設備賃貸料(注2) | 96 | その他流動資産 | 14 |
| 子会社 | 東京計器インフォメーションシステム(株) | 直接100% | 当社の計算業務委託、債務保証、ファクタリング | 債務保証(注3) | 1,646 | 買掛金(注4) | 2,551 |
| 子会社 | TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD. | 直接100% | 資金の貸付、原材料の販売、製品の仕入、役員の兼任 | 資金の回収 利息の受取(注5) | 61 8 | 短期貸付金 長期貸付金 | 66 462 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考にし、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 設備賃貸料の取引条件は、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注3) 子会社東京計器インフォメーションシステム(株)の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。

(注4) 子会社東京計器インフォメーションシステム(株)に対する買掛金残高は、当社の仕入先が当社に対する売上債権の一部を同社に債権譲渡し、当該支払業務を同社に委託した債務であります。

(注5) TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.への資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しています。

(注6) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 271円97銭

2. 1株当たり当期純利益 23円09銭

1 1. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成 29 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 86 回定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。また、同取締役会において、同株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする株式併合を実施いたします。

2. 株式併合の内容

- (1) 株式併合する株式の種類 普通株式
- (2) 株式併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

(3) 株式併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 85,382,196 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 68,305,757 株 |
| 株式併合後の発行済株式数 | 17,076,439 株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値となります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合後の発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|------------------------------------|---------------|
| 株式併合前の発行可能株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 250,000,000 株 |
| 株式併合後の発行可能株式数 | 50,000,000 株 |

3. 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

4. 株式併合及び単元株式数の変更の日程

| | |
|----------------------|------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 8 日 |
| 株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 |
| 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 |

5. 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における 1 株当たり情報は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日) | 当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日) |
|-------------|--|--|
| 1 株当たり純資産額 | 1,248 円 63 銭 | 1,359 円 87 銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 57 円 50 銭 | 115 円 44 銭 |

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。